

**有期労働契約の在り方について  
(平成23年12月26日 労働政策審議会建議)のポイント****① 有期労働契約の締結への対応**

紛争多発の懸念や雇用機会の減少の懸念等を踏まえ、措置を講ずべきとの結論には至らなかった。

**② 有期労働契約の長期にわたる反復・継続への対応**

雇用の安定や濫用的利用の抑制のため、有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合は、労働者の申出により、期間の定めのない労働契約に転換させる仕組みを導入することが適当である。

(同一の労働者と使用者との間で、一定期間において有期労働契約が再度締結された場合、反復更新された有期労働契約の期間の算定において、従前の有期労働契約と通算されないこととなる期間(クーリング期間)を定めることとし、クーリング期間は、6月(契約期間が1年未満の場合にあっては、その2分の1に相当する期間)とすることが適当である)

**③ 「雇止め法理」の法定化**

雇止め法理(判例法理)\*を制定法化し、明確化を図ることが適当である。

\* 有期労働契約があたかも無期労働契約と実質的に異ならない状態で存在している場合、又は労働者においてその期間満了後も雇用関係が継続されるものと期待することに合理性が認められる場合には、客観的に合理的な理由を欠き社会通念上相当であると認められない雇止めについては、当該契約が更新されたものとして扱うものとする。

**④ 期間の定めを理由とする不合理な処遇の解消**

公正な処遇の実現に資するため、労働条件は、職務の内容や配置の変更の範囲等を考慮して、期間の定めを理由とする不合理なものと認められるものであってはならないこととすることが適当である。

**⑤ 契約更新の判断基準**

紛争の防止に資するため、契約更新の判断基準は、労働基準法第15条第1項後段の規定による明示をすることとすることが適当である。  
等

労災保険率は55業種ごとに災害率等に応じて定められており、3年に1度改定(最低2.5/1,000～最高89/1,000【平成24年度改定後】)。

**平均労災保険率の推移**

平成 元年度	10.8/1000
	↓
平成 4年度	11.2/1000
	↓
平成 7年度	9.9/1000
	↓
平成10年度	9.4/1000
	↓
平成13年度	8.5/1000
	↓
平成15年度	7.4/1000
	↓
平成18年度	7.0/1000
	↓
平成21年度	5.4/1000
	↓
平成24年度	4.8/1000

労災保険率は、  
労使の努力による災害の減少を適切に反映したもの

労災保険率は引き下げが続いている

平成24年度改定予定  
労災保険部会において諮問(12月5日)・答申(12月15日)

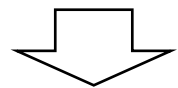
**メリット制の概要**

事業の種類が同一であっても事業主の災害防止努力等により災害の多寡が生じることから、災害率に応じ、労災保険率を増減し、事業主の保険料負担の公平性の確保や、災害防止努力の促進を図るもの。

**メリット制の改正(有期事業)**

- 1 次の要件を満たすものが対象
  - 単独有期事業(大規模な工事)
    - ① 確定保険料が100万円以上
    - または
    - ② 請負金額が1億2千万円以上
  - 一括有期事業(小規模な工事)
    - 年間の確定保険料が100万円以上
- 2 見直しの背景・基本方針
 

メリット制の要件については、昭和61年度の見直し以来、据え置かれ、この間におけるメリット制の適用割合の低下等のメリット制の現状や取り巻く情勢を踏まえて検討。



確定保険料要件を緩和する(100万円→40万円)ことにより、メリット制の適用事業数を拡大(1.2万事業場→6.7万事業場)。

## 労働者災害補償保険法施行規則の改正について

### 概要

○ 東日本大震災の復旧・復興作業のうち除染等の業務については、建設業者が主要な役割を果たすことが想定されるが、高圧水による工作物の洗浄や側溝に溜まった堆積物の除去など、建設業では通常行うことが想定されない作業が含まれることから、これらの作業も含め、復旧・復興作業を行う建設業の一人親方等が作業中に被った災害について適切な補償を行うことができるよう、労災則の改正を行うこととした。

### 改正の内容

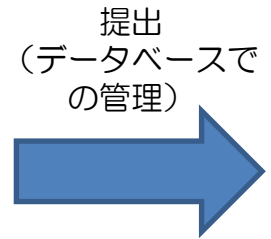
○ 労災則第46条の17第2号に掲げる事業を行う者として特別加入した一人親方等が工作物の原状回復の事業（除染を目的として行われる高圧水による工作物の洗浄や側溝に溜まった堆積物の除去等を含む。）又はその準備の事業に従事する際に被った災害を労災保険による補償の対象とした。

※ 平成23年12月27日公布、平成24年1月1日施行

# 東電福島第一原発作業員の長期健康管理に関する検討会報告書概要

## データベースの整備

- ・ 個人識別情報（氏名、所属事業場、住所等）
- ・ 被ばく線量及び作業内容
- ・ 健康診断結果等の情報
- ・ 健康相談、保健指導等の情報
- ・ その他健康管理に必要な項目（生活習慣等）



## 厚生労働省

- ・ データベースの運用及び管理
- ・ 健康相談、健康診断等の事務
- ・ データの照会業務

## 健康管理の実施事項

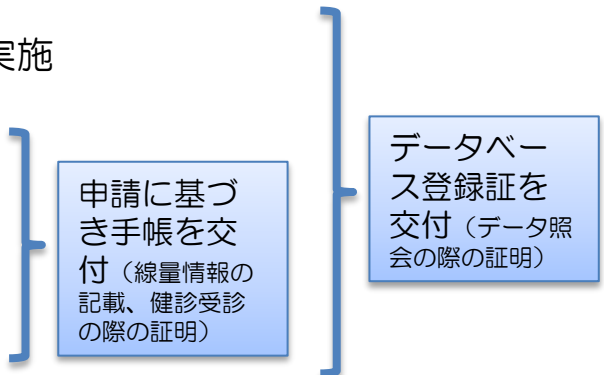
データベースの構築に併せて、被ばく線量に応じて健康診断等を実施する（※2）。

### 具体的な健康診断等の実施事項

- 全ての緊急作業従事者に実施
  - ・ 法令に基づく健康診断（一般健康診断、電離放射線健康診断等）を実施
  - ・ メンタルヘルスクアを含めた健康相談、保健指導を実施
- 50mSv（※）を超える緊急作業従事者に実施
 

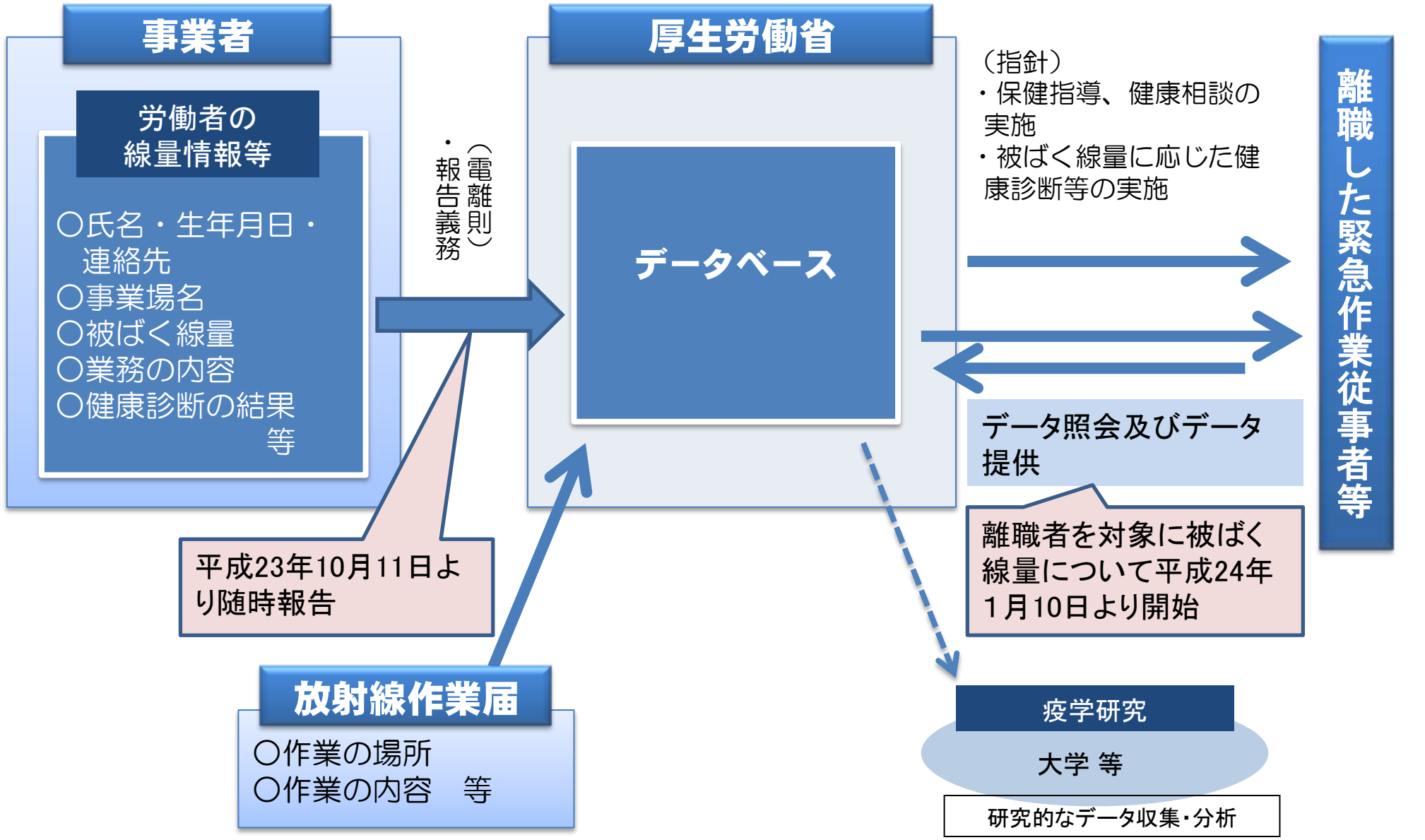
（※）緊急作業に従事した間に受けた放射線の実効線量

  - ・ 上記に加え、白内障に関する眼の検査を実施
- 100mSv（※）を超える緊急作業従事者に実施
  - ・ 上記に加え、甲状腺の検査、がん検診（胃、肺、大腸）を実施



※2 健康診断費用等は事業者負担。ただし、50mSvを超える者については、①転職した後に放射線業務についていない場合、②緊急作業時の企業（中小企業のみ）に継続して雇用されているが、放射線業務に従事していない場合、③現に事業者には雇用されていない場合には国が費用負担

# 緊急作業従事者の長期的な健康管理の全体像



## 東京電力福島第一原子力発電所における 緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針

### (健康教育等)

第六十九条 事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるように努めなければならない。

2 労働者は、前項の事業者が講ずる措置を利用して、その健康の保持増進に努めるものとする。

### (指針の公表)

第七十条の二 厚生労働大臣は、第六十九条第一項の事業者が講ずべき健康の保持増進のための措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

※ (参考) 70条の2に基づく指針

- ・事業場における労働者の健康保持増進のための指針(昭和63年指針公示第1号)
- ・労働者の心の健康の保持増進のための指針(平成18年指針公示第3号)

今回新たに「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」を公表し、それに基づき被ばく線量に応じた検査等の実施について、事業者に対し指導を行う。

### (国の援助)

第七十一条 国は、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るため、必要な資料の提供、作業環境測定及び健康診断の実施の促進、事業場における健康教育等に関する指導員の確保及び資質の向上の促進その他の必要な援助に努めるものとする。

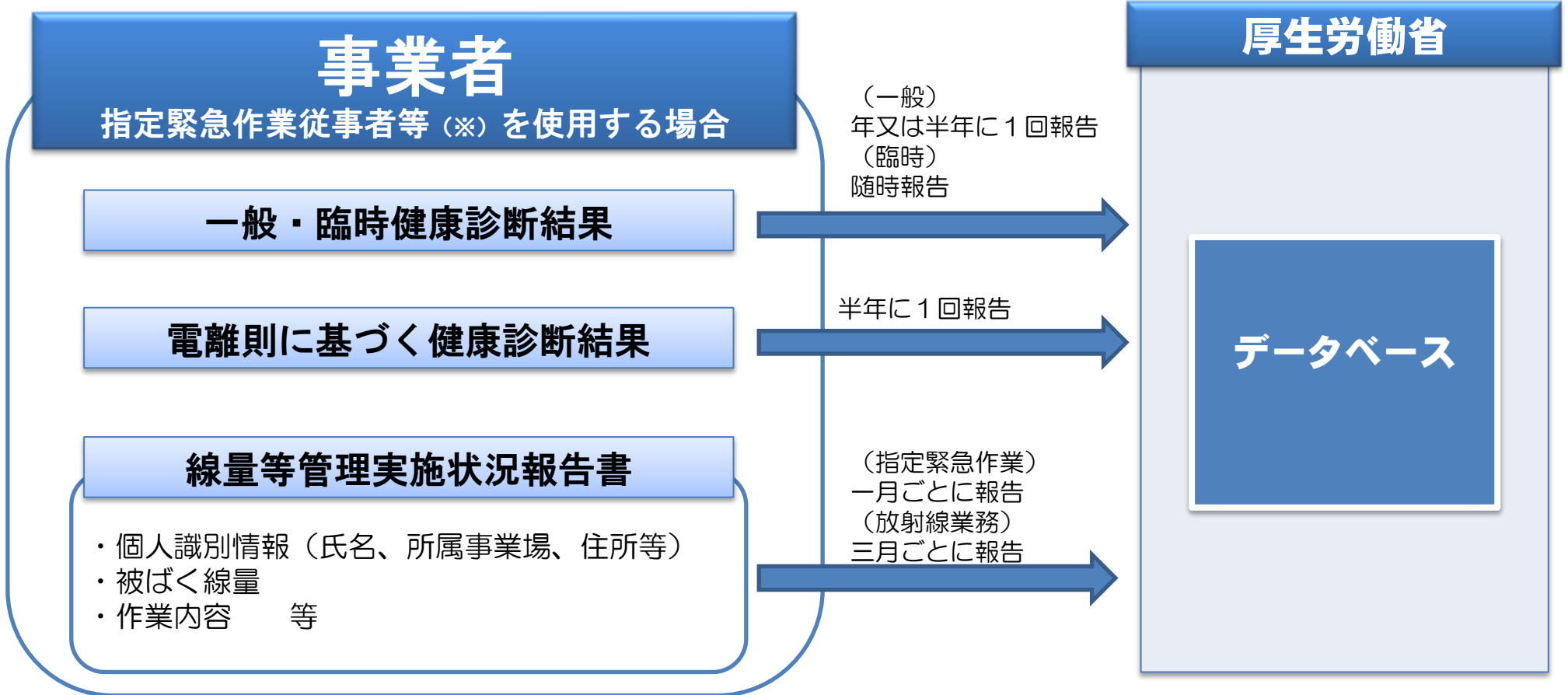
2 国は、前項の援助を行うに当たっては、中小企業者に対し、特別の配慮をするものとする。

国は、転職した後に放射線業務についていない場合等について援助を行う。



# 電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令

(改正後の電離則第59条の2)



※ 「指定緊急作業従事者等」は、厚労大臣の指定する緊急作業（以下「指定緊急作業」という。東京電力福島第一原子力発電所における原子力緊急事態に対する応急対策として行われている緊急作業を指定する。）に従事している労働者又は放射線業務従事者のうち指定緊急作業に従事した経験を有する労働者（転職したものを含む。）をいう。

労働安全衛生対策をより一層充実するとともに、東日本大震災に対応した労働者の健康確保対策を強化する。

### 現状・課題

- 年間3万人超の自殺者のうち、約8,600人が「被雇用者・勤め人」であり、そのうち「勤務問題」を自殺の原因の一つとする者は約2,600人（H22）
- メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所  
34%（H19）→50%（H22）
- 東日本大震災を契機として、メンタルヘルス不調に陥る人が増加することが懸念されることから、予防対策（メンタルヘルス対策）を一層充実させる必要がある。

#### ○ 震災関連の精神障害の労災支給事案(3件)(その他請求中23件)(9月末日現在)

- ・ 勤務中に津波に流され、救助されたものの不安感、主として不眠の症状があらわれ、急性ストレス反応と診断
- ・ 社用車で高台へと避難中、津波に流され、救助されたものの主として睡眠障害の症状を訴え、外傷後ストレス障害と診断

#### ○ 震災関連のメンタル相談件数3,514件(3月末～9月末)(メンタル対策支援センター、労災病院、日本産業カウンセラー協会)

- 被災地において、不安や抑うつ症状が認められる割合が高く、睡眠障害を疑われる者は42.2%と高水準  
(厚生労働省研究班「東日本大震災被災者の健康状態に関する調査研究」)

- 石綿の除去、特に粉じん濃度が高くなる作業において使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具について、労働安全衛生法上、その性能を担保する規定がない。
- 東日本大震災による災害復旧工事において、石綿を含む建築物の解体・撤去作業が今後本格化することから、可及的速やかに、石綿粉じんばく露防止対策を確実に実施する体制を整備する必要がある。

- たばこの規制枠組条約発効（H17.2）  
→しかし、事業場の取組は十分でない。  
・ 全面禁煙又は空間分煙のいずれかの措置を講じている事業所：  
46%（H19）→64%（H23）

○ 職場で受動喫煙を受けている労働者

44%（H23）

○ 喫煙対策の改善を職場に望む労働者

: 47%（H23）

### 改正の方針

- 全ての労働者に対するメンタルチェックの実施を義務化  
→ストレスへの気付きを促す

- メンタルチェックの結果、必要な者に対して医師の面接指導の実施を義務化

- 電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定及び譲渡の制限の対象に追加

- 原則、全面禁煙又は空間分煙を義務化  
※ 飲食店その他の事業においては、当分の間、一定の濃度又は換気についての基準を守ることが義務化



# 労働安全衛生法の一部を改正する法律案の概要

## メンタルヘルス対策の充実・強化

- 医師又は保健師による労働者の精神的健康の状況を把握するための検査を行うことを事業者に義務付ける。
- 労働者は、事業者が行う当該検査を受けなければならないこととする。
- 検査の結果は、検査を行った医師又は保健師から、労働者に対し通知されるようにする。医師又は保健師は、労働者の同意を得ないで検査の結果を事業者に提供してはならないこととする。
- 検査の結果を通知された労働者が面接指導の申出をしたときは、医師による面接指導を実施することを事業者に義務付ける。
- 面接指導の申出をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならないこととする。
- 事業者は、面接指導の結果、医師の意見を聴き、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならないこととする。

## 型式検定及び譲渡の制限の対象となる器具の追加

- 特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する労働者に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定及び譲渡の制限の対象に追加する。

## 受動喫煙防止対策の充実・強化

- 受動喫煙を防止するための措置として、職場の全面禁煙、空間分煙を事業者に義務付ける。
- ただし、当分の間、飲食店その他の当該措置が困難な職場については、受動喫煙の程度を低減させるため一定の濃度又は換気の基準を守ることを義務付ける。

施行期日：公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

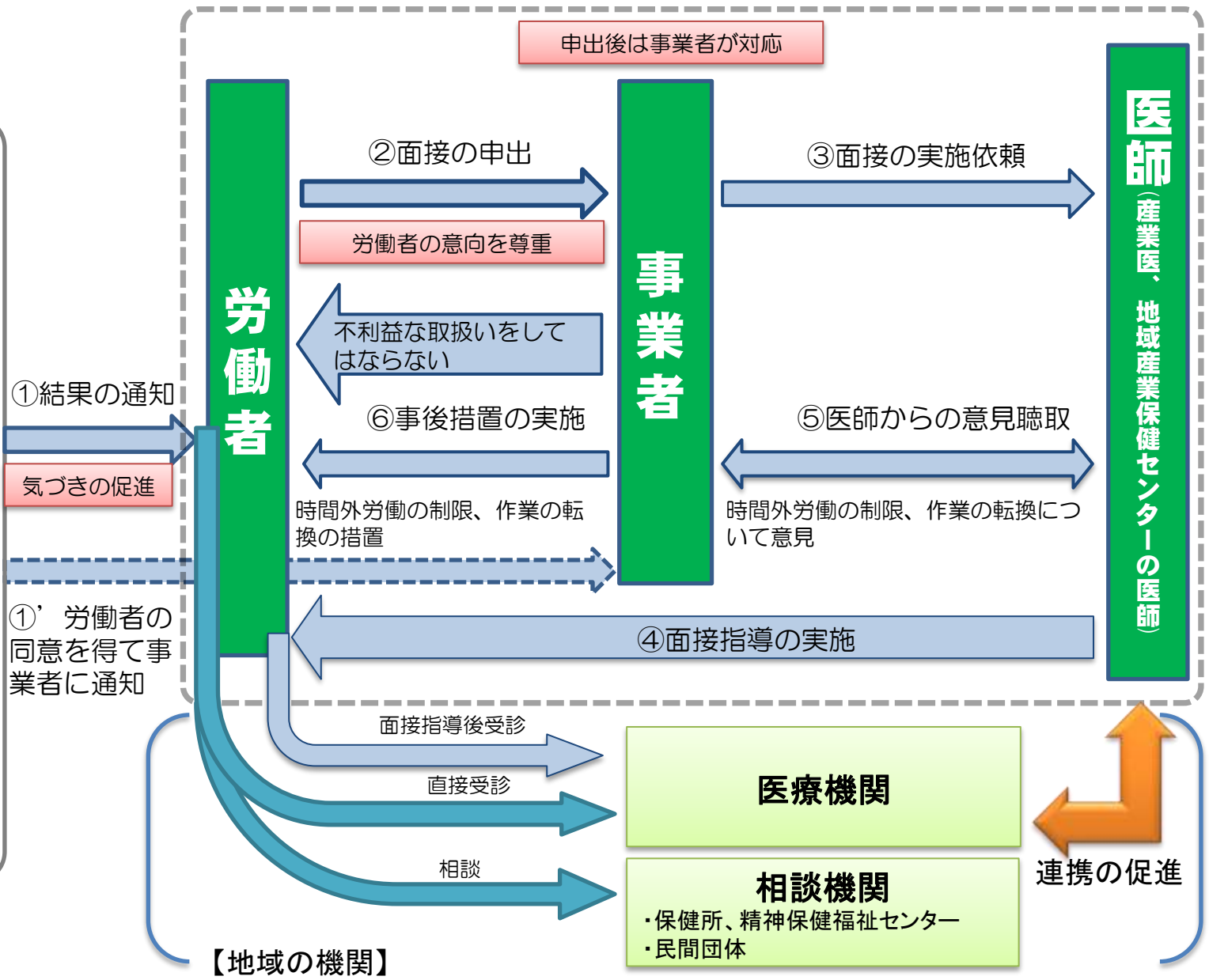
（「型式検定及び譲渡の制限の対象となる器具の追加」は、6月を超えない範囲内で政令で定める日）

# 精神的健康の状況を把握するための検査と面接指導

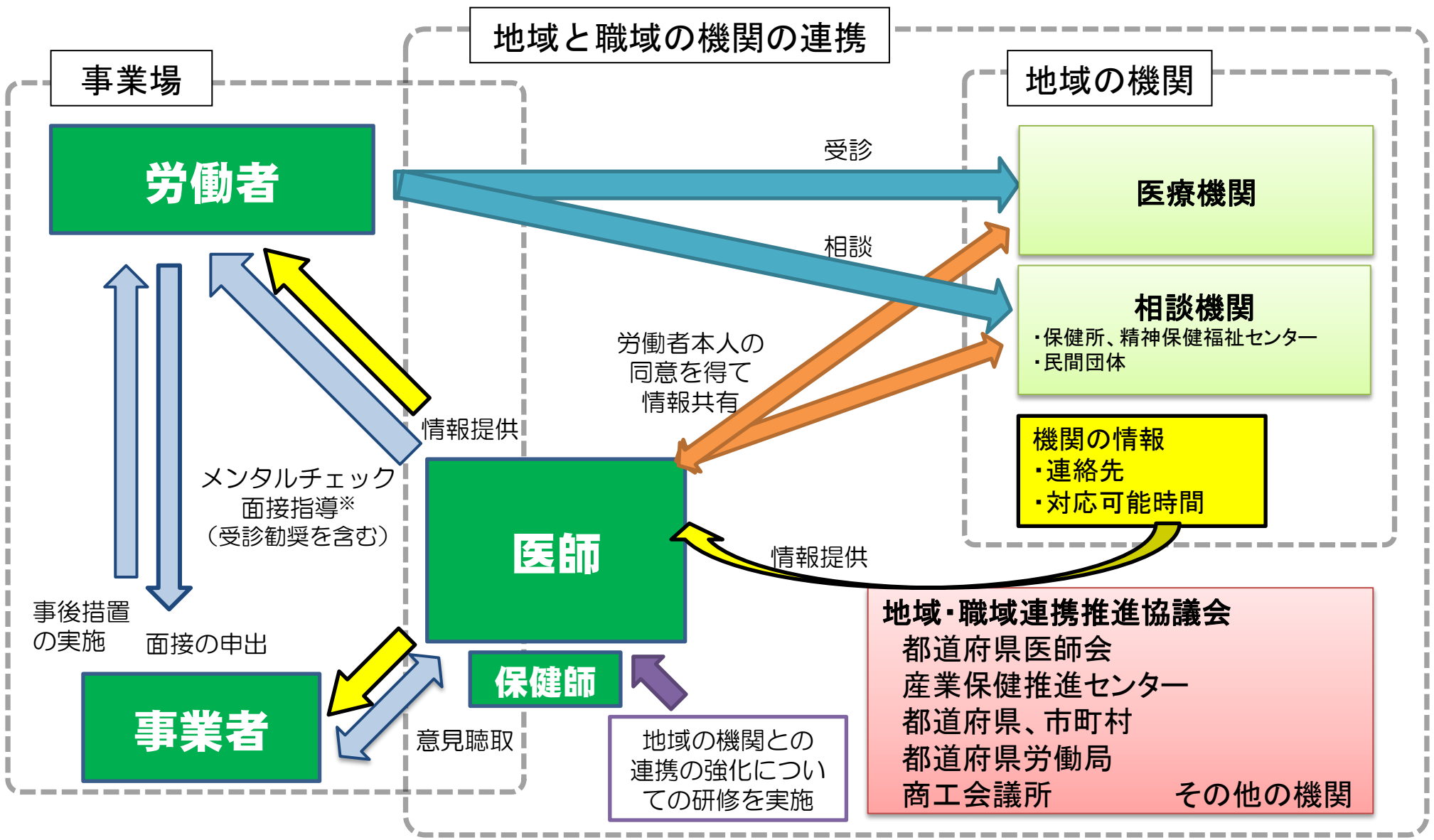
**医師・保健師がメンタルチェックを実施**

一般定期健康診断の「自覚症状、他覚症状の有無の検査」に併せて実施  
※別途実施も可能

- ひどく疲れた
- 不安だ
- ゆううつだ
- ・
- ・
- ・



# 事業場と地域の医療機関・相談機関との連携



※メンタルチェックは医師又は保健師、面接指導は医師が実施。メンタルチェックと面接指導は別の医師が実施する場合もある。

# 受動喫煙防止対策の支援事業について

受動喫煙防止対策助成金を始め、次の3事業を平成23年10月より開始しました。

## ①受動喫煙防止対策助成金

### 1. 対象事業主

○労働者災害補償保険の適用事業主であって、旅館業、料理店又は飲食店を経営する中小企業事業主※であること。

〔 ※ 料理店又は飲食店については、その常時雇用する労働者が50人以下又はその資本金の規模が5,000万円以下、  
旅館業については、その常時雇用する労働者の数が100人以下又はその資本金の規模が5,000万円以下。 〕

### 2. 助成対象

○一定の要件を満たす喫煙室の設置に必要な経費

○喫煙室以外に、受動喫煙を防止するための換気設備の設置等の措置に必要な経費

工事前に「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画」を策定し、所轄都道府県労働局の認定を受ける必要があります。

3. 助成率、助成額 : 喫煙室の設置等に係る費用の1/4 (上限200万円)

4. 予算規模 : 平成23年度予算 約2.8億円

5. 申請書等提出先 : 都道府県労働局 (健康安全課又は健康課)

## ②受動喫煙防止対策に係る相談支援事業

○事業場における喫煙室の設置、飲食店等における浮遊粉じんの基準への対応など技術的な相談内容について、労働衛生コンサルタント等の専門家による電話相談を行います。(必要に応じ実地指導も行います。)

○相談は無料です。

☆相談ダイヤル: 03-3213-1012

☆問合せ先 : [judo-kitsuen@tokiorisk.co.jp](mailto:judo-kitsuen@tokiorisk.co.jp)

(事業実施機関: 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社)

## ③職場内環境測定支援事業 (測定機器貸出事業)

○受動喫煙防止対策を行う事業場において、職場内環境の実態把握などを行う際の支援として、デジタル粉じん計(浮遊粉じん濃度の測定)、風速計の無料貸出を行います。

☆申込受付ダイヤル: 03-5625-4296

FAX : 03-5600-4907

(事業実施機関: 柴田科学株式会社)

# 東電福島第一原発における被ばく限度の適用について

3/14                      11/1                      ステップ2終了日(12/16)

特例省令	改正特例省令 + 電離則第7条	電離則第4条・第7条 + 特例省令廃止省令の経過措置
------	--------------------	-------------------------------

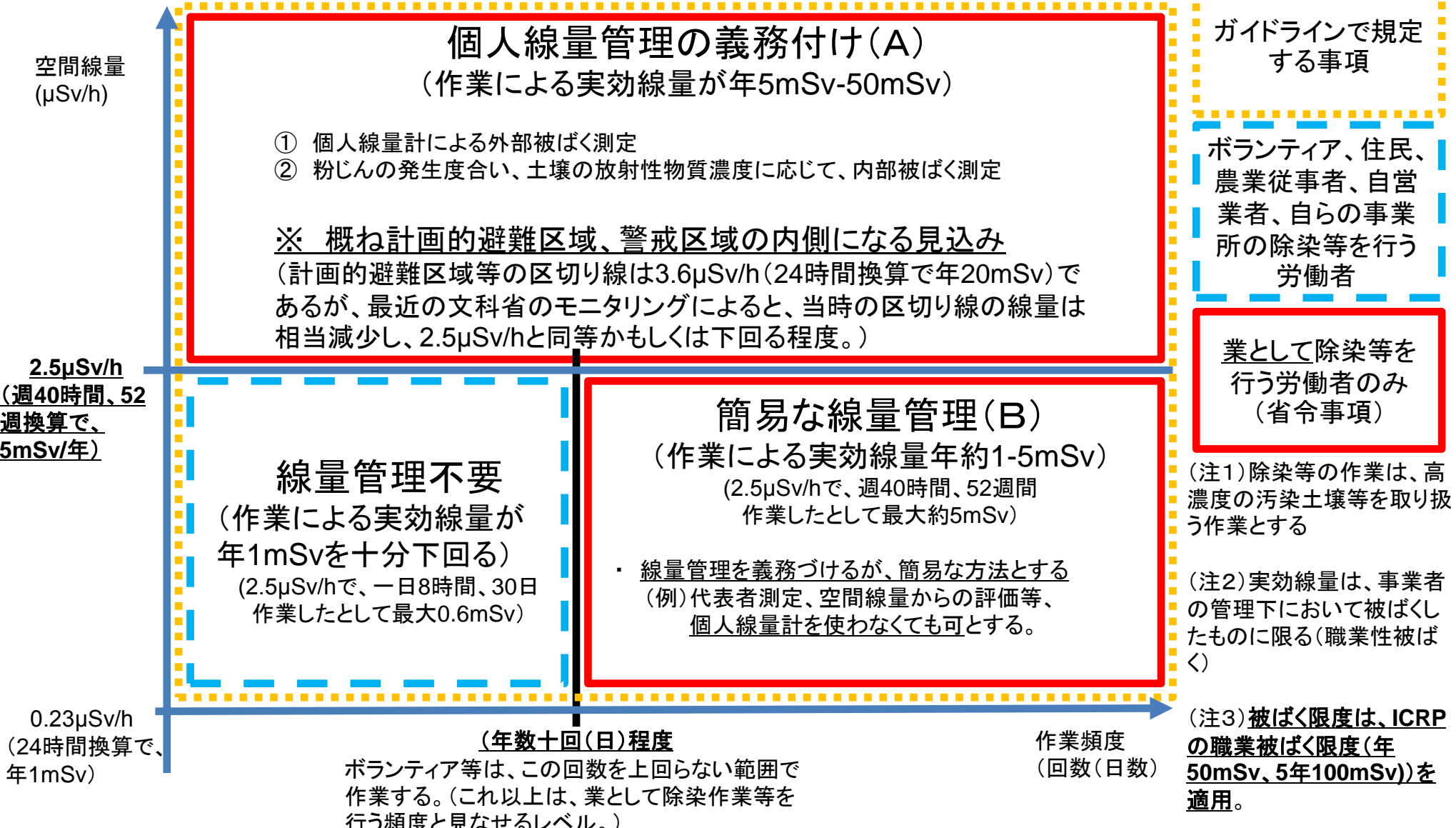
緊急作業 期間中 250mSv (特例省令)	11/1 より後に 緊急作業 に従事 する者	<p>緊急作業期間中 <b>100mSv</b> (電離則第7条(緊急被ばく限度))</p> <p>原子炉冷却、放射性物質放出抑制 設備のトラブル対応作業従事者</p> <p>緊急作業期間中 <b>250mSv</b>(改正特例省令)</p>	<p><b>50mSv/年かつ 100mSv/5年</b> (電離則第4条 (通常被ばく限度))</p>
---------------------------------	------------------------------------	---	--

緊急作業 期間中 250mSv (特例省令)	11/1 以前から 緊急作業 に従事し ていた者	<p>緊急作業期間中 <b>250mSv</b> (改正特例省令の経過措置)</p>	<p>原子炉冷却、放射性物質放出抑制設備の 機能の維持のための作業従事者</p> <p>緊急作業期間中 <b>100mSv</b>(電離則7条)</p>
---------------------------------	--------------------------------------	--	--

緊急作業 期間中 250mSv (特例省令)	11/1 以前から 緊急作業 に従事し ていた者	<p>※ 総実人員約2万人のうち、 100mSv超の者は、167人 (うち東電社員は、146人)</p>	<p>原子炉冷却、放射性物質放出抑制設備の機能の維持の ための作業の実施のために必要不可欠な高度な知識経験を 有する者で、100mSvを超える線量を被ばくした者</p> <p>H24.4.30までに限り、緊急作業期間中 <b>250mSv</b> (特例省令の廃止省令の経過措置)</p> <p>※ 東電の社員のみ(約50人)</p>
---------------------------------	--------------------------------------	--	---



- ① 業として除染等を行う労働者は、以下の(A)及び(B)を合算し、職業被ばく限度(注3)を超えない管理をする。
- ② ボランティア等は、計画的避難・警戒区域の外側で、年数十回程度を上回らない回数(実効線量が年1mSvを十分に下回る範囲内。これ以上は、業として作業を行うとみなせるレベル)の作業とする。



空間線量  
(μSv/h)

2.5μSv/h  
(週40時間、52週換算で、5mSv/年)

0.23μSv/h  
(24時間換算で、年1mSv)

(年数十回(日)程度)

作業頻度  
(回数(日数))

指定制度

全指定法人は、指定根拠法令の検討を通して、その在り方を全面的に見直す。その検討は、関係する審議会等で行うこととする。指定根拠法令を存置する場合には、その指定先選定理由の情報公開、プロポーザル方式を含む参入要件、新たな指定基準など「新ルール」を制定する。



- 指定法人の選定に当たって、外部の第三者等から成る委員会により、透明性を確保しつつ公正中立かつ厳正に審査。
- 手数料見直しに併せて第三者委員会が、業務実施状況を審査し、業務改善を指示。取組が不十分な場合には、指定を取消。
- 指定試験機関と指定登録法人を同一法人に集約。

手数料

国家試験、国家資格等の試験料、登録料等については、指定を受けた法人が効率的に事業を行うのに必要な費用を賄うのに足りる適正な料金となるよう見直す。



- 手数料全般  
定期的に(3年に1回)、民間の有識者を構成員とする第三者委員会により、適正なコストであるかどうか厳正に審査。
- 労働安全・衛生コンサルタント試験  
一層の経費削減に努めた上で、平成26年度までの間に収支均衡を図るべく計画的に見直し。
- 作業環境測定士試験  
上記同様、平成26年度までに計画的に見直し。

登録制度

機械等の検査・検定等の登録制度の運用については、民間参入を促進するための登録要件の緩和・見直し等を行い、登録法人数の拡大を図る。



民間参入を促進するため、安全衛生水準の低下をもたらさないことを前提に、できる限り登録要件を緩和・見直し。  
(例)検査員等の要件緩和  
民間企業での実務経験等により十分な知識・経験を有する者について、学歴、研修の要件を緩和。

経営形態

設立根拠となる「労働災害防止団体法」の見直しを含めて、同法の趣旨に見合う適切な経営形態に移行するために、審議会において検討を始め、1年を目途に結論を得る。



- 中小企業及び特定業種における労働災害発生率等が高い現状においては、特別の法律に基づき事業主団体による継続的な労働災害防止活動を維持することが必要。
- 厚生労働省に外部有識者から成る第三者委員会を設置し、労働災害防止団体の自己検証の充実を図りつつ、労働災害防止団体法の趣旨に見合った適切な経営を担保。
- 事業場数や労働者数が減少し事業活動の継続が極めて厳しい鉱業労働災害防止協会の存立について検討のうえ適切な承継団体に引き継がれるよう調整。

業務運営

中央労働災害防止協会から、特別民間法人の代表例として、ヒアリングを行ったが、同協会の活動と労働災害防止の効果について十分な説明がなされなかった。



- 適切な目標管理  
団体毎に労働災害の削減数を必達目標として掲げるとともに、顧客等のニーズ等に関する測定を行い、PDCAサイクルにより継続的に事業を改善。
- 労働災害防止規程  
適宜、規程の見直しを行い必要に応じて変更するとともに、会員の順守状況を定期的に把握し、その順守を担保する仕組みを構築することで労働災害防止規程の実効性を向上。

ガバナンス

(中央労働災害防止協会において)過去にコンプライアンス違反があったとの指摘もあった。…不十分な情報公開やガバナンス等があったことが浮かび上がった。他の特別民間法人についても、同様の問題。



- 理事会等  
本来の業務執行機関として機能するよう理事数を大幅に削減し、全支部への監査の徹底等、支部へのガバナンスを強化(現状、理事が多数選任され業務執行機関としての機能が形骸化、本部の支部に対するガバナンスに問題)。
- 会費  
必要な事業の継続等に向け、団体全体を支える財源となるよう会費の使途のあり方等を見直すとともに、会費の使途を具体的に会員に公開。

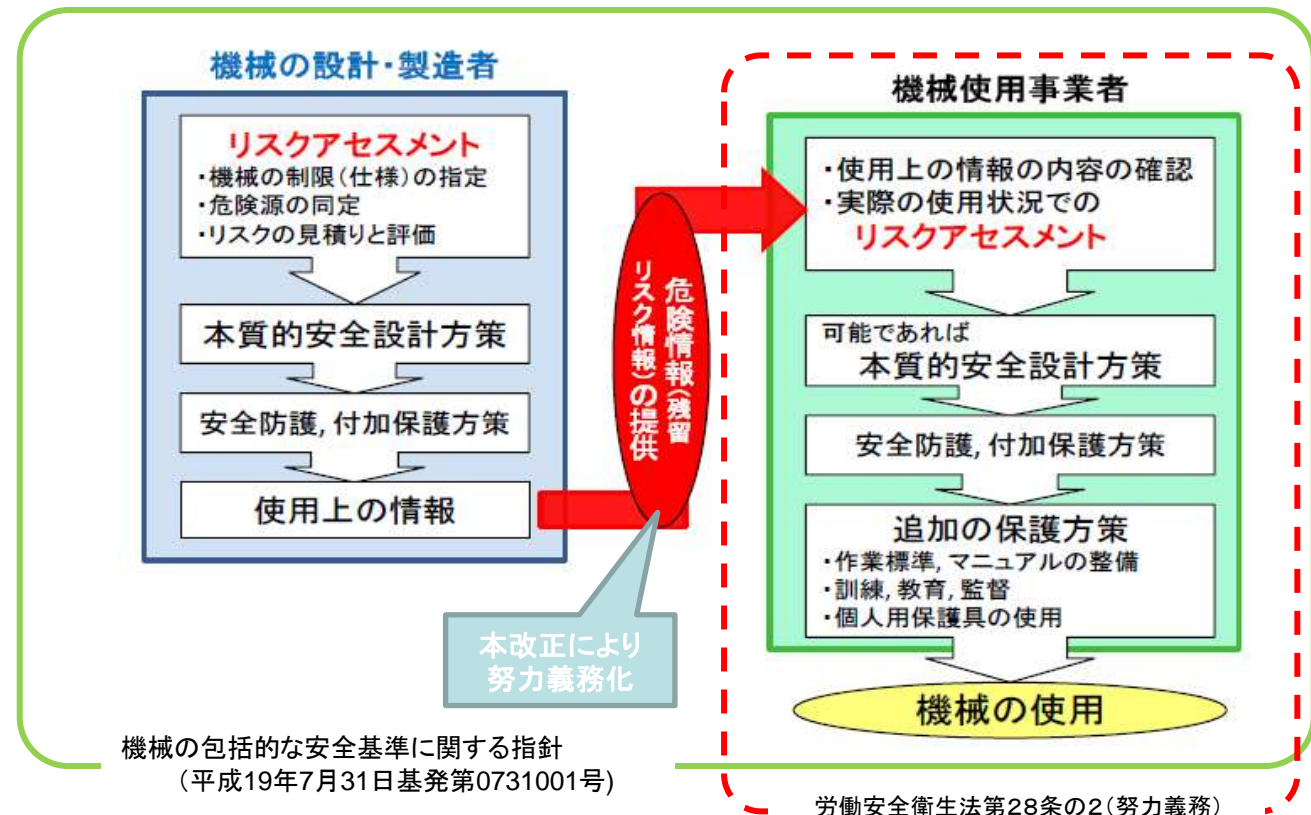
## 背景・現状

- ① 機械災害は全労働災害の約1/4を占めており、更なる機械災害の減少が求められる。
- ② 事業者による機械のリスクアセスメントを適切に実施するため、製造者等による機械危険情報の提供が不可欠。

## 今後の方向性

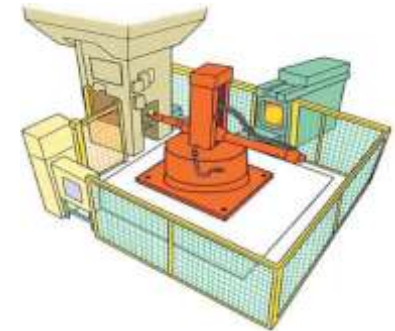
機械の製造者等に対して、機械の危険情報(残留リスク情報)の提供の努力義務化

労働安全衛生法第28条の2に基づく事業者による機械のリスクアセスメントの普及・定着



### 機械の危険情報 (残留リスク情報等)

- ① 型式、製造番号等
- ② 労働者に危険を及ぼし、又は機械の使用により労働者の健康障害を生ずるおそれのある部分(機械の危険源の情報)
- ③ ②の部分により危険を及ぼし、又は健康障害を生ずるおそれのある作業
- ④ ②の部分及び③の作業による最も重度である危険又は健康障害の程度
- ⑤ その他参考事項





# 化学物質の危険有害性情報の伝達の充実・強化

## 背景・現状

- ① 化学物質等に起因する労働災害が、600～700(件/年)程度発生
- ② 容器等に化学物質等の危険有害性の表示があれば防止し得たと思われる災害が30件/年程度発生
- ③ 有害な化学物質を取り扱う事業場で、化学物質のリスクアセスメント実施率は半数以下
- ④ 化学物質管理の国際動向として、すべての危険有害な化学物質の譲渡提供者に対して、川下使用者に当該化学物質に関する情報提供を義務化（欧州REACH規則、CLP規則）

## 今後の方向性

### 職場において使用されるすべての危険有害な化学物質※1の危険有害性情報を広く関係者に伝達（努力義務）

- ① 譲渡提供時のラベル表示や化学物質等安全データシート（MSDS※2）の交付
- ② 事業場内で取り扱う容器等についてラベル表示の実施



### リスクに基づく自主的な化学物質管理の促進

譲渡提供者



表示



MSDS

譲渡提供先



事業場内での容器等への表示(指針により指導)



職場において使用されるすべての危険有害な化学物質(新設)

### 表示・文書交付等の対象物質

譲渡提供時の表示の義務  
(104物質)

譲渡提供時の文書交付の義務  
(640物質)

職場において使用されるすべての危険有害な化学物質について

- ① 譲渡提供時の表示及びMSDS交付
- ② 事業場内に取り扱う容器等にラベル表示

※1 国連の基準により、危険有害とされる化学物質  
※2 危険有害な化学物質に関する情報(名称、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意等)を通知するために販売業者等から交付される文書



# 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案について

## 1 特に危険な作業に係る免許(6免許)について免許試験の受験機会を拡大

(労働安全衛生規則、ボイラー及び圧力容器安全規則及び高気圧作業安全衛生規則の一部改正)  
 (6免許: 高圧室内作業主任者免許、ガス溶接作業主任者免許、林業架線作業主任者免許、二級ボイラー技士免許、  
 発破技士免許及びボイラー整備士免許)



特に危険な作業に係る免許(6免許)について、現在受験資格に求めている一定の実務経験を免許交付要件とすることで受験資格をなくし、①実務経験の時期の弾力化による合理化、②免許試験の受験機会の拡大を図る。

【高圧室内作業主任者免許の例】(他の5免許においても同様。)

	現 行	改正後
受験資格要件	高圧室内業務に2年以上従事した者	受験資格なし(誰でも受験できる)
免許交付要件	高圧室内作業主任者免許試験に合格した者	高圧室内作業主任者免許試験に合格した者であって、 <u>高圧室内業務に2年以上従事したもの</u>

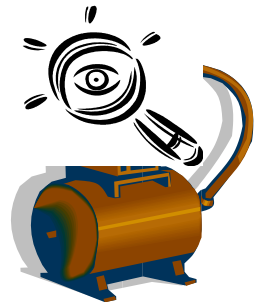


## 2 登録機関によるボイラー及び第一種圧力容器に係る製造時等検査の実施

(ボイラー及び圧力容器安全規則及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正)

国(労働局)が実施しているボイラー及び第一種圧力容器に係る製造時等検査(構造検査、溶接検査及び使用検査)について、行政事務の効率化や民間活力を活用する観点から、登録機関が実施する制度へと移行する。

	現 行	改正後
ボイラー等の製造時等検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定廃熱ボイラー以外は国(労働局)が実施</li> <li>特定廃熱ボイラーは登録製造時等検査機関が実施</li> </ul>	登録製造時等検査機関が実施



※ただし、登録を受ける者がいないとき等については、受検希望者が製造時等検査を適切に受検できるようにする必要があることから、引き続き国(労働局)が実施できるよう適切に措置を図ることとする。

# 放射化物 (放射線装置から発生した放射線により汚染された物) の規制について

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「放射線障害防止法」という。)が改正され、平成24年4月1日から、放射線装置から発生した放射線により汚染された物(いわゆる「放射化物」)が、放射線障害防止法の規制の対象とされる。

一方、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)においては、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)において、規制の対象とすべき「放射線業務」について定めているが、「放射化物」については、その対象となっていない。

- ・ 同一の業務であるにもかかわらず、労働安全衛生法の規制だけでなく不均衡を生ずる。
- ・ 現に「放射化物」という放射能を帯びた物を取り扱う業務が生ずるため(※) 規制の対象とし、労働者の保護を行う必要がある。

※ 施設の保守点検や施設の解体業務などが該当する。

労働安全衛生法施行令別表第2を改正し、「放射線発生装置から発生した放射線により汚染された物を取り扱う業務」を、放射線業務に加える。

## 「放射化物」とは・・・

極めて高いエネルギーを持つ電離放射線(※)を浴びることにより、物質そのものが放射性物質に変化してしまう現象を「放射化」と呼び、変化した物質を「放射化物」と呼んでいる。

このような放射化物は、近年高エネルギー化している素粒子加速器などにおいて、廃棄物として多く発生している。

※ 通常のX線装置などでは、発生しない。



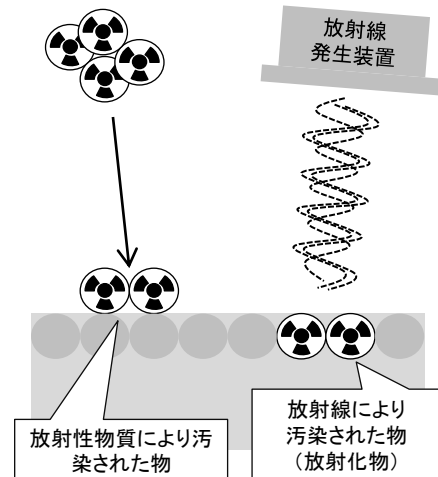
J-PARC(茨城県東海村)  
高エネルギー加速器研究機構

労働安全衛生法施行令別表第2においては、次の業務を「放射線業務」としている。

- 1 X線装置の使用、検査の業務
- 2 放射線発生装置の使用・検査の業務
- 3 X線管のガス抜き等の業務
- 4 放射性物質を装備している装置の取扱い業務
- 5 放射性物質やこれにより汚染された物の取扱い業務
- 6 原子炉運転の業務
- 7 坑内における核原料物質採掘の業務

ところが、放射化物を取り扱う業務は、どこにも含まれていない(※)。

※ 放射化物は、放射性物質により汚染されたものとはいえないため。



これにより、「放射化物」を取り扱う業務について、次の労働安全衛生法等の規制がかかることになる。

- ・ 作業環境測定の実施(法第65条第1項、令第21条)
- ・ 健康診断を行うべき有害業務(法第66条第2項、令第22条)
- ・ 電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)の適用

# 石綿含有製品の製造・輸入等禁止に係る適用除外製品等の 見直し(いわゆるポジティブリストの廃止)について

## 1. 経緯

- 平成18年9月1日から石綿含有製品の製造・輸入等を禁止したが、例外として、一部の製品については、石綿を含有しない代替製品の安全性が確認されるまで、製造等の禁止が猶予されることとなった。(製造等の禁止猶予品の一覧をポジティブリストと呼んでいる。)
- これまでも、石綿を含有しない代替製品の安全性が確認されたものについては、順次、製造等を禁止するための政令改正を行ってきた。(製造等の禁止/適用除外の対象となる物品は政令※で規定)  
※ 労働安全衛生法施行令、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

## 2. 改正内容

- 今般、代替品の安全性が確認された次の製品の製造等を禁止する。これにより、製造等の禁止が猶予された製品はなくなる。
- 国内の既存化学工業施設の設備の接合部分に使用される直径1500mm以上のジョイントシートガスケット
  - 上記ガスケットの原材料

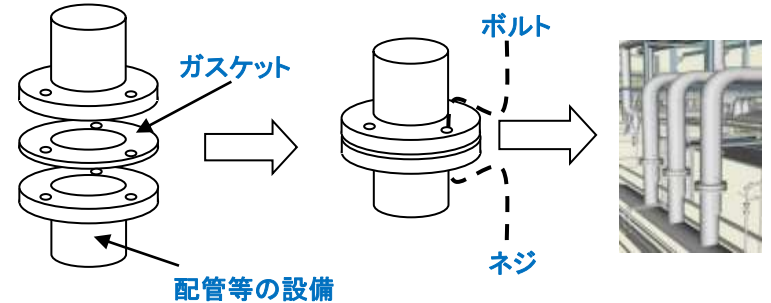
## 3. 施行時期

平成24年3月1日を予定。

## 4. その他

- 経過措置により、現に組み込まれている設備については、引き続き使用されている間は、製造等の禁止は適用されない(在庫品の使用は不可)。
- 試験研究(分析を含む)のために都道府県労働局長の許可を得て製造・輸入等を行うことは引き続き可能(法第55条ただし書)。

**ジョイントシートガスケット:**  
設備の接続部分からの流体の漏れ防止を目的としたシール材(詰め物)で、固定部分に使用されるもの。ジョイントシートと呼ばれる圧延された材料から打ち抜いて製造する。



# 粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を 改正する省令について

## ○背景

- ・ じん肺新規有所見者数が横ばいで推移
- ・ じん肺新規有所見者におけるアーク溶接作業者の割合が常に1割前後で推移

第7次粉じん障害防止総合対策（平成20年度～）

屋外での溶接作業等に対する粉じん障害防止対策について、実態を把握の上、必要な検討を行う。

## ○委託事業による調査・検討の実施（平成19,20,21年度）

- ・ 屋外におけるアーク溶接作業
- ・ 屋外における岩石の穿孔削孔作業



平成21年度報告書  
**「呼吸用保護具を使用することが必要」**

## ○じん肺部会への諮問・答申

第12回安全衛生分科会じん肺部会  
平成23年12月12日

### ○粉じん障害防止規則の改正

	改正前	改正後
粉じん作業※	屋内でのアーク溶接	<b>全ての場所でのアーク溶接</b>
呼吸用保護具使用対象作業	屋内でのアーク溶接 屋内での岩石等の裁断等	<b>全ての場所でのアーク溶接 全ての場所での岩石等の裁断等</b>

**妥当との答申  
(原案どおり)**

### ○じん肺法施行規則の改正

	改正前	改正後
粉じん作業※	屋内でのアーク溶接	<b>全ての場所でのアーク溶接</b>

公布：  
平成24年2月7日

施行：  
平成24年4月1日

※粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するための措置を講じる必要のある作業